

生駒市税条例の一部を改正する条例

生駒市税条例（昭和50年12月生駒市条例第31号）の一部を次のように改正する。

第61条第2項中「土地登記簿若しくは」を「登記簿又は」に改め、「又は建物登記簿」を削り、同条第5項中「土地登記簿」を「登記簿」に改める。

第81条中「不動産登記法（明治32年法律第24号）第80条第1項若しくは第3項、第81条第1項若しくは第3項、第81条ノ8、第93条第1項若しくは第3項、第93条ノ5第1項若しくは第3項若しくは第93条ノ11」を「不動産登記法（平成16年法律第123号）第36条、第37条第1項若しくは第2項、第42条、第47条第1項、第51条第1項（共用部分である旨の登記又は団地共用部分である旨の登記がある建物の場合に係る部分を除く。）、第2項若しくは第3項若しくは第57条」に改める。

附則第16条の4中「、第31条の2の2第1項又は第39条第7項若しくは第8項」、「又は第587条の2第1項本文」とあるのは「若しくは第587条の2第1項本文又は法附則第31条の2第1項若しくは第39条第7項若しくは第8項」と、及び「、第31条の2の2若しくは第39条第7項若しくは第8項」を削る。

附則第16条の5第6項を削り、同条第7項中「第5項」を「第4項」に改め、同項を同条第6項とし、同条第8項を削る。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、平成17年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 別段の定めがあるものを除き、改正後の生駒市税条例の規定は、平成17年度以後の年度分の固定資産税について適用し、平成16年度分までの固定資産

税については、なお従前の例による。

○お問い合わせ先 市民税課庶務係（内線 2 8 3）